表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値

| 組合員の種別 | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合 | | | 標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 短期給付 | | 福祉事業 | 短期給付 | | 福祉事業 |
| | 短期分 | 介護分 | | 短期分 | 介護分 | |
| 一般組合員 | 1,000分の39.23 | 1,000分の5.84 | 1,000分の1.22 | 1,000分の39.23 | 1,000分の5.84 | 1,000分の1.22 |
| 特定警察組合員 | | | | | | |

第24条第2項中「1,000分の102.10」を「1,000分の78.46」に、「1,000分の16.70」を「1,000分の11.68」に改める。

附則第3項中「25,000円」の次に「（上位所得者に係るものにあっては、50,000円）」を加える。

附則第4項中「50,000円（高額療養負担額」を「50,000円（上位所得者に係るものにあっては、100,000円。ただし、高額療養負担額」に改め、同項中「25,000円」の次に「（上位所得者に係るものにあっては、50,000円）」を加える。

附則第6項を削除する。

附　則

1　この変更は、平成27年7月1日から施行する。ただし、第24条及び附則第6項に係る変更規定については、平成27年10月1日から施行する。

2　変更後の家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成27年7月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

3　次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の家族療養費附加金の項第1号及び家族訪問看護療養費附加金並びに附則第3項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

| | |
|---|---|
| 平成27年7月1日から平成28年8月31日まで | 40,000円 |

4　次の表の左欄に掲げる期間の診療について、変更後の家族療養費附加金の項第2号及び附則第4項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100,000円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 平成27年7月1日から平成28年8月31日まで | 80,000円 | 40,000円 |

5　変更後の第24条の規定は、平成27年10月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年9月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。ただし、平成27年9月30日以前に退職した者に係る平成27年10月分から平成28年3月分までの任意継続掛金については、なお従前の例によるものとする。

## 会社その他の公告

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月三十日
掲載頁　二〇一頁（号外第一四六号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月一日
掲載頁　一三七頁（号外第一四七号）
平成二十七年五月八日
大阪市西区千代崎三丁目南二番三七号
（甲）株式会社オージス総研
代表取締役　西岡　信也
大阪市西区靭本町一丁目一〇番二四号
（乙）大阪ガス行動観察研究所株式会社
代表取締役　金澤　成子

### 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社キョウデンプレシジョン（住所静岡県伊豆の国市三福八〇番二）に対して当社のメカ部品加工、実装組立等の部品事業及び外販事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は平成二十七年六月三十日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十八日
掲載頁　五十四頁（号外第一一六号）
平成二十七年五月八日
静岡県伊豆の国市三福八〇番二
株式会社テックプレシジョン
代表取締役　原　康三

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月九日であり、組織変更後の商号は株式会社ウワンとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年五月八日
茨城県つくば市千現一丁目二三番一五号二〇五
合同会社ウワン
代表社員　萩原真梨江

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年五月八日
東京都港区六本木四丁目五番八号ＭＨ六本木三階
Ｓｔｏｒｙ　Ｄｅｓｉｇｎ　ｈｏｕｓｅ
合同会社　代表社員　隈元　瞳子

### 組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社アップランドとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年五月八日
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣七七二番地二
合同会社ピクシスコンサルティング
代表社員　萩原　通秀

### 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千五万円減少し、減少する資本金の額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　平成二十七年四月二十四日
掲載頁　三頁
平成二十七年五月八日
東京都港区北青山三丁目六番一号オーク表参道
Ｓｑｕａｒｅ株式会社
代表取締役　瀧崎　章夫

### 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月十六日であり、株主総会の決議は、平成二十七年四月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十七年五月八日
岐阜県大垣市神明五丁目二六番地の一
有限会社マルヨシ梱包
代表取締役　吉田　英照

### 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百十四万円減少し九千九百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年六月十二日であり、株主総会の決議は、平成二十七年四月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十一月二十一日
掲載頁　九十五頁（号外第二五九号）
平成二十七年五月八日
大阪市鶴見区放出東三丁目一一番三一号
株式会社エフ・エム・アイ
代表取締役　木本　武雄